

看護師の

「特定行為実践および特定行為実習」 の包括同意について

看護師による特定行為について

特定行為とは、あらかじめ医師が定めた手順に準じて、看護師が診療の補助を行うことです。看護師による特定行為を実施するメリットは、看護師が医療チームの一員として、患者さんの状態に応じタイムリーかつ迅速に適切な医療を提供することにあります。

看護師特定行為実習について

当院は、厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」における研修協力施設として実習を行っています。特定行為研修中の看護師は、指導医とともに実習しています。

看護師の特定行為実践・実習の包括同意についてのお願い

上記にお示しした看護師の特定行為実践および特定行為実習に関しまして、包括同意をもってご了承いただいたものと判断させていただきます。ご同意いただけない場合は、当該病棟の看護師長もしくは医療相談窓口（2階患者支援センター・③窓口）までお申し出ください。また、同意いただけないことを理由に、治療および看護上の不利益を被ることはありません。患者さんの個人情報に関しては、適切に管理致します。

当院で実施している特定行為研修

栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連

- ・持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
- ・脱水症状に対する輸液による補正

< 医療相談窓口のご案内 >

月～金曜日 8:30～17:00

2階患者支援センター③窓口 責任者 副院長 高水間 亮治



特定行為研修の詳細は「看護師の特定行為研修ポータルサイト」をご覧ください。 

ご理解とご協力をお願い致します。

